

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第16条の6第1項の規定による措置命令を行ったため、同条第2項の規定において準用する同法第11条の5第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

平成30年 8 月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

記

1 消防対象物

所在地 榛原郡吉田町片岡3070番地の1

名 称 大豊物流株式会社 吉田倉庫

2 命令を受けた者

所在地 牧之原市細江6054番地1

名 称 大豊物流株式会社 代表取締役 大井主税

3 命令事項

上記消防対象物に貯蔵されている指定数量以上の危険物第四類第1石油類(非水溶性液体) 110,766.4L (553.8倍) を速やかに除去すること。

4 命令の理由

消防法第10条第1項の規定により上記消防対象物において指定数量以上の危険物を市長の許可を受けていない倉庫内で貯蔵していること。